

三河豊田駅駅前広場 利用案内

広場でできること

誰もが楽しめる「まちのにぎわい」につながること

例えば・・・

- ・子ども会のイベント
- ・音楽の発表会など仲間同士のイベント
- ・作品展示
- ・夏祭りなど地元団体のイベント
- ・キッチンカーを使用した食のイベント
- ・販売行為 など

- ※ 広場のイベント使用可能時間は、原則7:00～20:00
- ※ 飲食営業を実施する場合は、所轄保健所（豊田市保健衛生課）実施内容を要相談
- ※ 危険行為、他人への迷惑行為、火気を使用する器具の取り扱いは禁止
- ※ 暴力団または暴力団員、暴力団関係と密接な関係を有していない個人・団体であること

料金

事務費 : 500円 / イベント（**試行期間**）
電気代・水道代 : 500円 / 半日（午前：7:00～13:00 午後：13:00～20:00）

※使用しない場合は料金不要です。

※イルミネーションなど、長期間電気を使用する場合は、実費精算とします。

占用料（営利目的の使用の場合）

: 営利目的の使用による占用面積×25円 / 日
広場全体を営利目的で使用する場合10,750円 / 日

利用の流れ

2 か月前
まで



受 付

山之手区民会館または御幸本町区民会館へ

占用申請受付票の作成・提出

1 か月前
まで



事前協議・道路許可申請

豊田市土木管理課へ

道路占用許可申請書類の作成・提出（位置図、占用物件の配置図、一覧表等）

1～2
週間前



使用料の支払い

山之手区民会館または御幸本町区民会館へ

事務費等の納付は道路使用許可証の受取り時に現金での支払い（納付先：協議会）
占用料の納付は豊田市（納付先：土木管理課）



実 施

占用許可申請時に提出した配置図のとおり占用物を配置

ルールを守り主催者・来街者ともに気持ちよく楽しめるよう各自の責任で実施



備品等の返却

豊田市土木管理課へ

道路占用許可書、借用した備品（車止めの鍵、分電盤の鍵、水道蛇口ハンドル）の返却

連絡先

■問合せ

豊田市役所 都市整備部 市街地整備課（西庁舎5階）
TEL：0565-34-6675

三河豊田駅駅前広場 利用案内

広場でできること

誰もが楽しめる「まちのにぎわい」につながること

夏祭りなど 地元団体のイベント



キッチンカーを使用した 食のイベント



音楽の発表会など 仲間同士のイベント

- ・その他
 - ▶子ども会のイベント
 - ▶作品展示
 - ▶販売行為（マルシェ）
 - …など

- ※ 広場のイベント使用可能時間は、原則7:00~20:00
- ※ 飲食営業を実施する場合は、所轄保健所（豊田市保健衛生課）に実施内容を要相談
- ※ 危険行為、他人への迷惑行為、火気を使用する器具の取り扱い禁止
- ※ 暴力団または暴力団員、暴力団関係と密接な関係を有していない個人・団体であること

利用を希望する場合

- 利用料金
 - 事務費 : 500円 / イベント（**試行期間**）
 - 電気代・水道代 : 500円 / 半日
 - ※使用しない場合は料金不要です。
 - ※イルミネーションなど、長期間電気を使用する場合は、実費精算とします。
 - ※営利目的で利用する場合は、占用料（占用面積×25円/日）がかかります。納付先：豊田市（土木管理課）
- 受付場所
 - 山之手区民会館（所在地：豊田市山之手4-90）
 - または御幸本町区民会館（所在地：豊田市御幸本町1-140）
 - 事前に協議、手続きが必要のため、**利用希望日の2か月前までに受付を済ませてください。**

■所在地 豊田市山之手4丁目181、183-1
（愛知環状鉄道 三河豊田駅すぐ）



連絡先

■問合せ

豊田市役所 都市整備部 市街地整備課（西庁舎5階）
TEL：0565-34-6675